



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*13 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1
*14 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 5
*15 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 9
*16 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師									
	本 庁	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船長 ※機関長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調査員 検査員 主任航海士 主任機関士	※室長 副室長 分室長 旅券事務長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査員		知事室長 知事室次長 広域連携担当参事 行政改革担当参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 会計局長	危機管理監 監察査察監 理事 技監 会計管理者	
地方機関	共 通					専門技術員 調査員	総括専門員				
	振興局					出張所長	※所長				

					会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検査員 入札契約統括員	支所長 副理事長 次長 支所次長		
東京事務所						所長代理 企業誘致統括員		
県税事務所					県税窓口統括員	次長		
消防学校				※教務主任		副校長		
防災航空センター						次長		
文書館						次長		
環境衛生研究センター						次長		
南紀熊野ジオパークセンター						事務長		
消費生活センター					支所長	次長		
子ども・女性・障害者相談センター				室長		次長		
紀南児童相談所						次長 分室長		
仙溪学園						次長		
精神保健福祉センター					次長			
保健所						支所長 次長 支所次長		
高等看護学院					事務長代理	事務長	副学院長	
こころの医療センター						事務局次長	事務局長	
公営競技事務所						次長		
産業技術専門学院	※職業指導員						副学院長	
工業技術センター							副所長	
水産試験場	※航海士 ※機関士		※主査航海士 ※機関長	※船長	主任航海士			

		※通信士		※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士		主任機関士				
	農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長			
	和歌山下津港湾事務所						次 長			
	土砂災害啓発センター					所 長				
県 議 会						調 査 員	室 長 副 室 長 総括調査員		事務局次長	
教育委員会	共 通				※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専門員				
	本 庁	※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員		室 長 教育企画員		教育企画監 局 長	
地方機関	教育事務所				※人事主事		副 所 長			
	教育センタ一学びの丘					教育相談室長	副 所 長			
	図 書 館	※司 書		副主査司書	主査司書	主任司書 センター長	紀南図書館長	副 館 長		
	近代美術館							副 館 長		
	博 物 館						教育企画員	副 館 長		
	紀伊風土記の丘						教育企画員	副 館 長		
	自然博物館						副 館 長			
	県立学校					※事務長 事務長補佐				
警察	共 通			主 任						
	本 部	※保 健 師 ※航空整備士				調 査 官 隊長補佐 校長補佐	※監 察 官 管 理 官 次 席	理 事 官	参 事 官	

						師範	所長 副所長 室長 場長 センター長 首席師範			
	地方機関	警察署					会計官			
選挙管理委員会	本	府					事務局長 事務局次長			
	地方機関	分	局				分局長 分局長代理			
監査委員						調査員	総括調査員			
労働委員会								事務局次長		
海区漁業調整委員会							事務局長			

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事	地方機関	共通			総括主任研究員	企画員	
		工業技術センター			課長	副所長	
		農業試験場				副場長	
		農業試験場 暖地園芸センター			副所長		
		果樹試験場				副場長	
		果樹試験場 かき・もも研究所			副所長		
		果樹試験場 うめ研究所			副所長		
		畜産試験場			副場長		
		畜産試験場 養鶏研究所			副所長		
		林業試験場				副場長	
教育委員会	地方機関	水産試験場				副場長	
		近代美術館			学芸課長 教育普及課長		

	博物館			学芸課長		
	紀伊風土記の丘			専門員 学芸課長		
	自然博物館			専門員 学芸課長		
警察	本部		研究員主任	専門研究員	副所長	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分 組織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は課長補佐相当職
		1種	2種	3種	4種	4種	5種	6種	
知事	本庁	理事 危機管理監 部長 会計管理者 参考事 (関西広域連合に派遣される者に限る。)	監察査察監 参考事 局長 広域連携担当参考事 生活安全参考事 食品安全参考事 労働政策参考事 参考事	知事室長 行政改革担当参考事 広域連携担当参考事 生活安全参考事 食品安全参考事 労働政策参考事 参考事	知事室次長 企画員 (政策審議課及び医務課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	課長 企画員 (政策審議課及び医務課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	旅券事務長 企画員 室長	副課長 副室長 総括審議員 総括監察査察員 主幹 分室長 総括検査員	
地方機関	共通						企画員	総括専門員 総括研究員 主幹	
	振興局		局長 参考事 (那賀振興局に置く医療職給料表(i)を適用される者に限る。)	局長 参考事 (伊都振興局健康福祉部、有田振興局地域振興部、有田振興局健康福祉部及び日高振興局建設部の長に限る。)	参考事	部長 (伊都振興局健康福祉部、有田振興局地域振興部、有田振興局健康福祉部及び日高振興局建設部の長に限る。)	部長 副参考事 支所長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長	副部長 支所次長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車	

和歌山県報 号外 (6)

令和4年3月31日(木曜日)

					紀の川流域下水道事務所長	近畿自動車道紀南高速事務所長	道紀南高速事務所次長	
東京事務所		参 事	所 長 参 事		所 長 代 理		企業誘致統括員	
県税事務所				所 長			次 長	
消防学校						校 長	副 校 長	
防災航空センター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
南紀熊野ジオパークセンター							事 務 長	
消費生活センター				所 長				
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長 参 事			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙溪学園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長	次 長 支 所 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 务 主 幹	

	なぎ看護学校					学 校 長	副 学 校 長	
	こころの医療センター		院 長	事 務 局 長			副 院 長 事務局次長 部 長 看護副部長	
	難病・子ども保健相談支援センター					所 長		
	公営競技事務所					所 長	次 長	
	和歌山産業技術専門学院					学 院 長	副 学 院 長	
	田辺産業技術専門学院					学 院 長	副 学 院 長	
	工業技術センター	所 長					副 所 長 部 長	
	世界遺産センター			所 長			事 務 長	
	農業試験場					場 長	副 場 長	
	農業試験場 暖地園芸センター					所 長		
	果樹試験場					場 長	副 場 長	
	果樹試験場 かき・もも研究所					所 長		
	果樹試験場 ろめ研究所					所 長		
	畜産試験場					場 長		
	畜産試験場 養鶏研究所					所 長		
	林業試験場					場 長	副 場 長	
	水産試験場					場 長	副 場 長	

和歌山県報 号外 (6)

令和4年3月31日(木曜日)

	農林大学校						校長 所長	副校長 教授 林業研修部長	
	農作物病害虫防除所							所長	
	家畜保健衛生所						所長		
	和歌山下津港湾事務所						所長	次長	
県議会	事務局長		事務局次長		課長	室長	副課長 副室長 総括調査員 主幹		
教育委員会	本庁		教育企画監 局長	参事	課長	室長	副課長 主幹 教育企画員		
地方機関	教育事務所				紀北教育事務所長	紀南教育事務所長	副所長		
	教育センター学びの丘						所長	副所長	
	図書館			副館長				紀南図書館長	
	近代美術館			副館長				主幹	
	博物館			副館長				教育企画員	
	紀伊風土記の丘			副館長				教育企画員	
	自然博物館					副館長			
	県立学校						事務長	事務長	
警察	本部		参事官		課長 監察官	室長 センター長 (運転免許課に置くものを除く。)	次席 副所長		
選舉	本庁				事務局長		事務局次長		

管 理 委 員 会	地 方 機 関	分 局					分 局 長	
監 査 委 員		事務局長				課 長		副 課 長 総括調査員
人 事 委 員 会		事務局長				課 長		副 課 長
労 働 委 員 会		事務局長		事務局次長	課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会							事務局長	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長 副課長 副室長 主幹 総務班長	議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長 <u>副課長</u> 総務班長
知事部局	理事 危機管理監 監察 査察監 知事室長 部長 参事 技監 会計管理者 知事室次長 局長 広域連携担当参事 監察 査察参事 行政改革担当 参事 生活安全参事 食品 安全参事 労働政策参事 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長（人事、労務を担当する者に限る。） 副課長 総括審議員 総括監察査察員 旅券 事務長 分室長 監察査 察員 改革推進員 総括 課長補佐、課長補佐、班 長、主任及び主査（秘書 課、人事課（職員厚生室	知事部局	理事 危機管理監 監察 査察監 知事室長 部長 参事 国際担当参事 技監 会計管理者 知事 室次長 局長 広域連携 担当参事 監察査察参事 行政改革担当参事 情報 政策担当参事 紀の国 わかやま文化祭担当参事 生活安全参事 食品安 全参事 労働政策参事 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。） 室長（人事、労務を 担当する者に限る。） 副課長 総括審議員 総 括監察査察員 旅券事務 長 分室長 監察査察員 改革推進員 総括課長

		を除く。)、監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事(人事課(人材育成班を除く。)、監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)			補佐、課長補佐、班長、主任及び主査(秘書課、人事課(職員厚生室を除く。)、監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事(人事課(人材育成班を除く。)、監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)
地方機関	振興局	局長 部長 副部長 参事 副参事 支所長 支所次長 企画員(人事、労務を担当する者に限る。) 総括専門員 主幹(人事、労務について部長を補佐する者に限る。) 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長	地方機関	振興局	局長 部長 副部長 参事 副参事 支所長 支所次長 企画員(人事、労務を担当する者に限る。) 総括専門員 主幹(人事、労務について部長を補佐する者に限る。) 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 国道橋本建設事務所長 湯浅御坊高速事務所長 湯浅御坊高速事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長
	東京事務所	所長 所長代理		東京事務所	所長 所長代理(人事、労務について所長を補佐する者に限る。)
	略			略	
	文書館	館長 企画員 次長		文書館	企画員 次長
	略			略	
	本庁	教育企画監 局長 参事 課長及び室長(人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 副課長 人事主事 課長補佐(人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。) 教職員課の班長、主任、主査、副主査及び主事(人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	教育委員会	本庁	教育企画監 局長 参事 課長及び室長(人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 副課長 人事主事 課長補佐(人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。) 教職員課及び義務教育課の班長、主任、主査、副主査及び主事(人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)
地方機関	教育事務所	所長 副所長 専門員(人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。) 人事課及び人事給与課の課長、人事主事、主任、主査、副主査及び主事(人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)		教育事務所	所長 副所長 人事給与課の課長、人事主事、主任、主査、副主査及び主事(人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)
	教育センター学びの丘	所長 副所長		教育センター学びの丘	所長 副所長 教育企画員

	図書館	館長 副館長 紀南図書 館長 センター長		図書館	副館長 紀南図書館長 センター長
	近代美術 館	館長 副館長 主幹		近代美術 館	副館長 主幹
	博物館	館長 副館長 教育企画 員		博物館	副館長 主幹 教育企画 員
	紀伊風土 記の丘	館長 副館長 教育企画 員		紀伊風土 記の丘	副館長
	自然博物 館	館長 副館長		自然博物 館	副館長
	略	略		略	略
備考 略		備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前
別表第2（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲		別表第2（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲
機関	職	機関
略	略	略
町長部局	会計管理者 部長 課長 班長及び副班長（総務 課において人事又は給与 の企画に関する事務を行 う者に限る。）	町長部局
略		会計管理者 部長 課長 班長（総務課において 人事又は給与の企画に関 する事務を行う者に限る 。）
別表第9（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲		別表第9（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲
機関	職	機関
略	略	略

町長部局	会計管理者 課長 副課長 <u>室長</u> 地域包括支援センター長
略	

別表第16（第2条関係）
串本町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
ごみ処理場	略
略	

別表第22（第2条関係）
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
ひだか病院	院長 副院長 診療部長 部長 <u>医長</u> 医療技術 部長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 課長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 副看護師長
略	略

町長部局	会計管理者 課長 副課長 <u>行政改革室長</u> <u>債権管理回収室長</u> 幼児対策室長 地域包括支援センター長
略	

別表第16（第2条関係）
串本町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
ごみ処理場	略
保育所	所長
略	

別表第22（第2条関係）
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
ひだか病院	院長 副院長 診療部長 部長 <u>医長</u> 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 看護部長 副看護部長 看護師長 副看護師長
略	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。